

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成29年2月20日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成 年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四 議 第78 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教育民生常任委員会</b>			会議年月日	平成29年2月14日（火）		
				会議時間	9時57分～12時55分		
出席委員	委員長 安岡 明						
	副委員長 大西 友亮						
	委員 藤田 豊作						
	委員 上岡 礼三						
	委員 矢野川 信一			欠席委員			
	委員 西尾 祐佐						
その他	委員外議員 谷田 道子						
執行部出席者	教育長 藤倉 利一						
	教育次長 矢野 依伸						
	保健介護課長 成子 博文						
	福祉事務所長 伊勢脇 寿夫						
	市民病院事務局長 池田 哲也						
	市民課長 町田 義彦			...			
	税務課長 大崎 健一						
事務局	事務局長 杉内 照代						
	総務係 橋田 五月子						
記 録							
平成28年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

## 記 録

<p>■委員長挨拶により開会。</p> <p><b>所管事項の調査</b></p> <p>●小中学校の欠席（健康）調査について</p> <p><b>【説明：矢野教育次長兼学校教育課長】</b></p> <p>小、中学校ともに昨年度のインフルエンザは、例年並みに2月3月に集中しているが、今年度は昨年度より1か月早い1月から感染の報告があり、中学校については、昨年度は6月にも流行っており、これは全国的な傾向であった。インフルエンザ以外の水ぼうそう、おたふく等の感染者は少なく、例年並みで推移している。けがによる欠席の集計はできていないが、全体の中でも1件2件の事例があると聞いている。</p> <p><b>【質疑：西尾委員】</b></p> <p>健康についてのみの調査なのか。その他とあるのは何か。</p> <p><b>【答弁：矢野教育次長兼学校教育課長】</b></p> <p>委員長から病気等に伴う欠席の状況について調査依頼を受けて、このように報告した。感染症で学校を休む主だった病気をあげており、その他はそれ以外の病気である。</p> <p>●平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について</p> <p><b>【説明：矢野教育次長兼学校教育課長】</b></p> <p>小学校5年生と中学校2年生を毎年調査しており、小学生の調査種目は握力、上体起こし、反復横跳び、50m走など8種目である。5年生男子は、昨年度は全国と高知県の平均を上回っていたが、今年度は下回る結果となり、5年生女子は昨年までと同様、全国と高知県の平均を上回っている。中学校2年生は小学校の種目に持久走を加えた9種目で、男子はここ数年体力の上昇傾向にあり、今年度は全国と高知県の平均を上回っている。女子は、昨年度は全国と高知県の平均を上回っており、今年度は県の平均は超えたが、全国平均を上回ることではできなかった。</p> <p><b>【質疑：西尾委員】</b></p> <p>年によって違いがあるが、それによって何か取組をしているのか。</p> <p><b>【答弁：藤倉教育長】</b></p> <p>各学校に結果が届くので、それぞれの学校で取組をしていると思う。朝マラソン、業間体育、業間の遊びなどでの取組は、やっている。県の体育の研究指定校を中村南小学校が受けており、取組もしている。</p> <p><b>【質疑：藤田委員】</b></p> <p>全体的にみると高知県が低いように見えるが、何が原因か。</p> <p><b>【答弁：藤倉教育長】</b></p> <p>田舎の方が本来、外で遊んだり歩いたりすることが多いと思うが、最近は子供たちの遊びや興味が動かない遊びの方に走っており、都会と田舎があまり変わらない。かえって田舎の方が悪いというようなことも言われており、子供たちの生活の状況が変化してきている。全国調査でも歩く時間、通学時間は田舎の方が少ない。田舎はスクールバスを使っている関係もあり、西土佐は小学校がスクールバスなので朝マラソンとか色々な面で配慮して取組している。</p> <p><b>【質疑：藤田委員】</b></p> <p>小学校5年生女子の平成27年度が異常に高いが、なぜか。</p> <p><b>【答弁：藤倉教育長】</b></p>
---

## 記 録

学力もそうだが子供たちの状況は年によって違い、上がったたり下がったりする。昨年度は全ての結果が全国平均を上回っているが、理由についての分析はしていないのでわからない。

## 【質疑：藤田委員】

同じ小学校5年生の男女で差があるのだが、子供の頃は男子の方が体力がなく弱いのか。

## [答弁：藤倉教育長]

男女で比較しているものではなく、男女ごとの比較である。相対すると男子より女子の方が筋力が弱いということはあるだろうが、男子が特に弱いとか女子が弱いとかはあまり考えたことはない。

## ●地域支援事業の取組について

## [説明：成子保健介護課長]

介護保険制度には、要介護認定を受けた人を対象とした全国一律の「保険給付サービス」と地域の高齢者の実情に即した市町村独自に行う高齢者サービス「地域支援事業」の二つで構成されている。地域支援事業は、要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。平成27年4月からの法改正により、保険給付サービスであった要支援1・2の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行した。

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想され、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護や医療、予防、生活支援、住まいを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が全国的に求められている。地域包括ケアシステムは、日常生活圏域内で必要なサービスが提供されることを厚労省が示しているが、市町村独自の一定の形を今後は作っていく必要があると思っている。高齢者を支える仕組みは、生産年齢層(15～64歳)による胴上げ型で高齢者一人を支えていたものが、平成24年には2.4人(騎馬戦型)、平成62年には一人が一人を支えていく肩車型となることが予想されており、これまでの体制から自助・互助・共助・公助の視点による地域ぐるみの支え合いへの転換が求められている。

推進体制の整備として、地域ぐるみの支え合い体制を推進するため、平成27年4月から地域課題や地域資源を把握し、生活支援体制整備を推進していく生活支援コーディネーターを設置している。平成28年4月には、情報共有の場である四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議を医療、福祉、介護関係者や健康福祉員会、民生委員、あつたかふれあいセンター・地域包括支援センター職員など17人で構成した組織を整備した。生活支援コーディネーターの取組として、地域の特徴を踏まえた地域ニーズや課題の把握のためアンケートを実施した。実施期間は27年11月から28年3月の約4か月間、対象者は地区健康福祉委員会の参加者623人、あつたかふれあいセンターの関係者44人、計667人である。アンケート内容は、生活していくうえでの安心、日常生活における移動、交流、非日常的なことやちょっとした困りごとについてなどである。生活支援等サービス体制整備推進会議の概要は生活コーディネーターや構成員が把握している地域の課題や地域資源、参考となる地域の取組事例などを情報共有し、地域資源の充実を図っていくよう協議をしている。市の地理的に条件が不利な地域の交通確保、食の確保についても大きな課題として協議してきた。会議は昨年4月、6月に開催し、2月24日に3回目を開催する予定である。生活コーディネーターが把握した地域資源、推進会議の中で協議した内容について、高齢者が在宅で安心して暮らすためのサービスなどの情報盛り込んだ高齢者在宅生活ガイドブックを配布しているが、29年度は、内容を充実させ、全在宅高齢者に

## 記 録

配布予定である。各地域の元気な活動を紹介する取組で、毎月「地域のいきいき活動」という広報文書を発行し、地域の介護予防リーダーを養成する講座として、理学療法士や専門職等による体操指導、脳トレ、レクリエーションなどを行っており、28年度は92人の参加があった。また、市町村独自に開設する講座としてこれまでの介護予防訪問介護により提供されていた専門的なサービスとは別に、高齢者が独自にボランティアとなり、地域の担い手となって事業に参加できるものとして、いきいき生活応援隊員養成講座を開設した。この講座は2日間に渡り、法令関係、実技関係を実施し、28年度の修了生は27人で、平成29年4月から要支援者等の生活援助を行う担い手となる予定である。

平成29年4月から事業対象者、要支援1・2を対象とした訪問型・通所型サービスを緩和した基準により市独自の新たなサービスとして提供する。1月30日に事業所に説明し、実施したい事業所を募集しているところである。訪問型サービスの利用対象者は従来相当のサービスと変わりはないが、身体介護は自立しているが、買い物や調理等の生活支援のみを必要とする者に対しても新たにサービスを提供する。この訪問型サービスAは、身体介護は対象外となり、地域包括支援センターのケアマネージャーが介護プランを作る中で、本人との状況を合わせて設定していく。通いで介護予防を受ける通所型サービスは、リハビリ専門職を必要とせず、配置職員も若干軽減されている。最低利用時間は2時間以上で、軽度の認知障害、閉じこもり、うつ等のリスクのある者等の居場所づくりを提供する。内容は簡単な体操、お遊戯的なレクリエーションを楽しんで帰ってもらうようなサービスを考えている。

市の高齢化率も年々上昇しており、このまま介護保険サービスのみに頼っていくと、介護保険料は上昇し、介護職員の不足により支援が制限される懸念がある。そのため、高齢者が自分自身の健康や介護予防について向き合い、積極的に取り組むとともに、支える側、支えられる側という垣根を可能な限り取り外した地域で共に支え合うまちづくりを目指していくべきではないかと思っている。高齢者自身が、生きがいや健康維持のために必要な取組として考えている活発な集いの場の充実、高齢者の社会参加を地域課題の解決策として繋げていけるような取組を行っていききたい。具体的には健康福祉委員会との地域の取組の拡充が必要であろうと考えている。

**【質疑：藤田委員】**

利用料金の差はサービス内容に関係あるのか。

**【答弁：成子保健介護課長】**

金額については、サービス内容も関係する。従来通りのサービスは、リハビリ専門職がついて機能訓練を行うが、新サービスはこういったことはしない簡単なサービスで、基本的には居場所づくりをしていくものである。従来通りのサービスも並行して行うので、ケアプランを作る時にプランを作る。人や要支援をする人が、その人の状況を踏まえてこのサービスがいいだろうと本人の意思も確認しながらやっていくもので、自分の中でチョイスができる考え方である。基本的に今までの部分としたら3割程度安いというふうな設定を両方にしている。

**【質疑：矢野川委員】**

健康福祉委員会の取組との兼ね合いはどうか。

**【答弁：成子保健介護課長】**

健康福祉委員会は、基本的に地域の人全員を対象に地域で取り組んでいる事業と認識している。この部分については、支援を要する状態になった時に、ある一定の事業所のお世話が必要になったという風な部分である。健康福祉委員会はお金がかからず、自分のサービスに対して対価が出来るので、健康福祉委員会と兼ねて大丈夫だと思う。利用者とケアプランを作るところと協議しながら共存

## 記 録

してやっていけたらと思う。

## 【質疑：安岡委員長】

健康福祉委員会との関わりで良く分からなかったのだが、各地区で健康福祉委員会も買い物に連れて行くなど色々やっている。拡充すると言っていたが、そこの兼ね合いで事業者を指定するという問題とそこの拡充がどういう形なのか今一つはっきりしないのだが…

## 【答弁：成子保健介護課長】

説明が不足して申し訳ない。拡充する部分は、緩和した基準で事業所が提供する通所型サービスAの部分である。国が示している部分でもう少し違う部分があって、地域の皆さんが有償のボランティアとして提供するという、例えば健康福祉委員会のような組織の中にある一定、市町村独自の事業を入れて、そこに一回当たりいくらといった事業が成り立つ部分もある。今、地域支援事業で国が進めている中にそういった部分がある。利用者が安い単価で利用できるサービス部分と先ほど話したように介護の担い手がなかなか難しいので、ある一定基準の中での事業所の中でサービスの確保が難しい部分がある。そういった中で健康福祉委員会の拡充の中で取組されている買物支援やちょっとした困りごとなどのサービスを事業に乗せてやることも可能だと思う。もっと安価で経費もかからずに地域で見守りや支援ができるようもっていくべきではないということで拡充という説明をした。

## 【質疑：安岡委員長】

補助が別に出るのか。健康福祉委員会は、地区によると一部の人のみでやっているのが問題で、問題の部分をどうやっていくかが、今後の課題ではないか。

## 【答弁：成子保健介護課長】

補助が出るのかとのことであるが、健康福祉委員会が委託でやっている部分と別に事業を併用できるのではないかというふうには考えている。事業をやっていくには、それなりの組織、組み立てが必要と思うが、若干そういった部分の組み立てができていない。健康福祉委員会の組織に全く入っていない地区や地区でやっていないところもある。今後どうするのか大きな課題で、中村地区の区長会では、区長として取り組むべきではないかというふうな声も上がってはきており、支え合いの部分でこの事業が有効であるという形も出ているので、区長と連携しながら進めていく大きな課題ではないかと認識している。

## 【質疑：西尾委員】

地域支援事業の中に要支援1・2の通所・訪問が入ったことで、民間の人の仕事が減るのではないか。地域包括ケアシステムでは、おおむね30分以内とあるが、町から40分、50分かかる地域の人の支援はどのようにするのか。

## 【答弁：成子保健介護課長】

民間の業務が減るのではないかとのことであるが、事業主体は民間で、新しいサービスについては、事業所が手をあげて行うものである。地域包括ケアシステムのイメージ図は、都会を基本にした30分圏内で作っているが、当然、四万十市圏内であれば1時間はかかる部分もあるので、それに見合った対応をし、地域の特性に合わせたシステムを構築していく必要があるというふうに思っている。30分にこだわっていくつもりはなく、こういった工夫ができるのか検討はしているが、なかなかこれといった案が今のところ出来ているわけではない。基本的にあったかふれあいセンターや健康福祉委員会の取組を繋げていく形の中での連携を図っていければと思っている。

## 記 録

## 所管事項の報告

●後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤り及び国民健康保険税の課税誤りについて

## 【報告：大崎税務課長】

平成28年12月27日に厚生労働省より後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りが発表された。内容は、国が都道府県にある後期高齢者医療広域連合に提供した標準的なシステムに誤りがあり、平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主又は本人が青色申告を行っている一部の人のために均等割軽減判定のための世帯所得が誤って算定されているというものである。このシステム誤りについて厚生労働省は、平成23年度以降、各広域連合からの問い合わせをきっかけに把握はしており、個別の対応はしていたが、このシステムの改修は行わずにそのまま放置していたとのことである。この発表を受けて、今年の1月4日高知県国保指導課から国民健康保険税について問い合わせがあった。国保税と後期高齢者の所得の算定方法が全く同じであるので、同様の誤りがないかとの問い合わせに、システムの委託業者である高知電算センターに確認したところ、システム対応がされておらず、適正に算定されていなかったことが判明した。以前からの制度である国保は、この誤りに気がつかないかどうかがどうかであるが、平成25年の会計監査で、ある市町村で同じような間違いがあったことがあり、平成26年1月に高知県から注意喚起のメールが届き、税務課の職員もそのメールは見ていたが、うちは対応が取られていると勘違いしたようで、全く認識不足でそのまま放置していた。誤りの内容は、青色申告などを行っている人は市民税を計算するときの所得と国保税を計算するときの所得が異なっており、青色申告などの税法上は家族を専従者控除に取ることができるが、国保などの所得を計算する場合には専従者控除を取ることができない。そのこと自体はシステム対応をしていたが、そこで損金が出た場合は翌年度以降繰り越していけるようになっており、専従者控除を除いた分で繰り越していくことになるのだが、税法上の数字をそのまま使ってしまったということで今回の誤りになってしまった。具体的な件数は、現在まだ確定していないので中間報告になるが、後期高齢者医療制度では、還付のケースが約30件、100万円程度、国民健康保険税は追加徴収が7件で約21万円、還付が76件で320万円余りである。これは、税額がわかる範囲12年間は遡及して返すものとして計算しているものである。幡多管内では土佐清水市を除いて当市と同様の誤りとなっており、土佐清水は平成26年の県からのメールで気がついて、この段階で還付処置を行っている。県下他市の状況は、高知市、土佐市も同じ誤りがあり、現在処理を行っている。再発防止策は、後期高齢者医療制度のシステム改修は平成31年4月の予定で、その間は、国が3月中に配付するツールを使って候補者を抽出し、所得の計算作業を行っていく。国民健康保険税についても現システムでは対応できないため、該当するものを個別に抜き出し管理して計算していく。

## 【質疑：藤田委員】

国が間違っていたのをそのとおりに市が行ったので、間違いが出たということでよいのか。

## 【答弁：大崎税務課長】

後期高齢者医療制度についてはそのとおりである。国がつくったシステムが間違っていて、そのとおり行ったので間違いが出た。そのシステムは日立のシステムのように、市が委託している高知電算センターのシステムも同じようなシステムであり、国の間違ったシステムをそのまま使ってしまった。国保は後期高齢者よりもっと早くから制度があったもので、市の方でその誤りに気がつかなければならなかったのだが、そのことに気づかなくて、注意喚起があった税務課のところでも気がつかなかった。気がつこうと思えば気がつくチャンスがあったが、他市の状況からもわかるようにかなりの知識がないと気がつかない間違いであった。

## 記 録

## 【説明：町田市民課長】

今後のスケジュールは、3月下旬に広域連合が莫大な量の抽出作業を行った後、再計算を行い、4月上旬には額が確定され、各市町村の還付、追徴の対象者への文書の発送が、4月から5月上旬までになると考えている。県下全体の広報や市独自の広報もそれに合わせたタイミングでしなければならないと考えている。

## ●川崎保育所の移転、改築について

## 【報告：伊勢脇福祉事務所長】

平成27年度策定の第2次行政改革大綱推進計画では、福祉事務所所管のもので児童数の減少から川崎、本村保育所の統合を実施項目とあげており、現在統合に向けた取組を進めている。川崎、本村保育所の保護者とそれぞれ4回の話し合いを持ち、一昨年12月の西土佐地区区長総会でこの件の説明をしたところである。本村保育所のある本村、半家地区からは統合に反対の意見が出るなど、進捗を図っていくためには、一定理解を得るための期間が必要な状況である。昨年7月12日に川崎保育所の保護者会から西土佐地域の保育所統合問題は別として、防災上の観点から早期に川崎保育所の移転、改築を進めてもらいたい旨の要望書が提出された。近年は全国各地でゲリラ豪雨や豪雨による土砂崩れが多発しており、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%とも言われている。こうしたことを踏まえ、市としても本来的には西土佐地域の児童数が減少している現状から川崎、本村保育所の統合問題をなおざりにすることはできないと考えるが、一方で川崎保育所は急傾斜崩壊地域に建設されていて、長年危険な環境の中で保育が行われている状況であること、川崎保育所保護者会からは早期の安心、安全な保育所の移転、改築を切望する声が届けられている状況であることから、今年度に入って川崎保育所単独での移転、改築を進める方向で検討を重ねてきたところである。建築位置は本村小学校、西ヶ方小学校、西土佐小中学校周辺、津野川小学校を候補地としてあげ、比較対象は現在の川崎保育所、本村保育所とするなかで、それぞれ浸水、がけ崩れ等災害危険区域にないこと、国道に接しているあるいは近接しており、児童の送迎に係る利便性が確保されること、西土佐地域の人口、経済の中心地周辺であること、市の所有地であること、保育をするうえで適した環境にあること等を条件として選定作業を行ってきた。最終的な建設位置は小学校、中学校が一定区域内に集約されており、けがや急病等に対処先となる診療所のある用井地区の市有地が最善との結論に至った。この保育所建設のために、新たに用地を購入し造成するなどの事業を拡大することは、本市の財政事情から難しく、少子化対策の柱となる安心、安全な保育所を建設することによる効果と市が管理する用井地区の既存施設の重要度や必要性等を比較検討した結果、現在も営業中であるが、山村ヘルスセンター敷地が最善であるとの結論に至った。昨年度末の西土佐地区区長総会でもこうした検討内容を説明する中で一定理解が得られ、今後さらに西土佐地域の皆さんの理解、協力を得ながら平成30年度開所をめざして、来年度から建設に向けた取組を進めていきたいと考えている。

## 【質疑：矢野川委員】

本村の人数はどのくらいか。

## 【答弁：伊勢脇福祉事務所長】

本村は満1歳になった時点で受け入れをしており、現在20名で、来年度の今のところの申込みでは19名になり、2歳からの入所の川崎保育所は、現在43名で、来年度は34名になる。

## 【質疑：西尾委員】

## 記 録

合併は検討、移転は行うということで、いつを予定しているのか。

**【答弁：伊勢脇福祉事務所長】**

川崎保育所の移転は、児童数の受け入れや広さなど統合を想定した中での移転、改築である。本村との統合の時期は、第2次行革の中で7年間の期間があり、小学校再編の時の色々な経緯もあって、感情的なものが地区の中にもあるのでそういったことも踏まえて、もう少し時間をかけて地域と話し合っていきたいと考えている。

● 四万十市小中学校再編検討委員会の経過報告について

**【報告：矢野教育次長兼学校教育課長】**

11月15日の第3回再編検討委員会で協議された小中学校の再編をすとした時の配置計画案等について、2月9日開催の第4回目の再編検討委員会でも引き続き協議を行った。再編を進めていく中では、色々と課題等があり、大きな目的である複式の解消、いじめ、不登校問題に対する対応、通学の安全確保、学童保育等の充実、再編をすとしたときの校舎の整備状況などについて委員から意見が出され、協議を行い、中学校の望ましい教育環境からして、西土佐地域を含めて3校が望ましいのではないかということを確認した。具体的な内容については次回以降に協議、検討していくが、再編にあたって配慮すべき点については議論を尽くすべきであり、必要性のあるものについては、最終的な答申書の中の附帯意見として付すことが必要であろうという話がされた。小学校については色々な意見があり、中学校の再編を先行し、中学校の再編後に取り組んでいくべきで、小学校の望ましい教育環境については、慎重な議論が必要であろうということが話された。今後もこれらのことを踏まえて、具体的に慎重に検討を進めて行くところである。

**【質疑：藤田委員】**

再編の候補にあがっている学校はどこか。

**【答弁：矢野教育次長兼学校教育課長】**

現在検討中で、確定的な場所はまだ決まっていない。中心になる学校とすれば、中村中学校、西中学校等は、一つの大きな再編の学校となるという話はしているが、今後さらに検討し、最終的な検討委員会としての答申をもらうようになる考え方でいる。

**【質疑：藤田委員】**

仮に中村中となった場合、どこの学校が来るのか。

**【答弁：矢野教育次長兼学校教育課長】**

例えば、2校とする場合の一つの案であるが、中村中は下田中、蕨岡中、大用中、大川筋中は位置的に考えている。西中学校となると四万十市の西部地区ということになるので、八束中、東中筋中、中筋中がひとつの集約的な案になるが、このことについても委員の中でも色々な意見がある。生徒数の推移を見たときには、2校であれば今の施設でも収まるし、規模的にも望ましいのではないかということであるが、2校と確定ではなく、望ましいということであり、それらを含めて検討委員会の答申を受けて、教育委員会の最終的な方向性を出していかなければならないと考えている。

**【意見：矢野川委員】**

自分の地元を考えたとき色々な問題があらうと思うが、一番大きいのは通学路の問題があると思うので、検討する場合は、それらをわかりやすく地区で協議をしてもらいたい。

**【答弁：矢野教育次長兼学校教育課長】**

教育委員会としての考え方、今後のスケジュール的な話だが、検討委員会の答申を教育委員会の中



## 記 録

で吟味して、それ以後に地域、保護者に説明をするようになると考えている。再編においては、長距離的なことも考えられるため、スクールバスの運行、通学路の安全確保の問題等も含め、自分たちが考えた中でことはもちろん、地域の意見も含めて対応していかなければいけないと思っている。

**【要望：藤田委員】**

再編にあたっては、安全や学力等も含めた適正な教育環境の整備が重要で、深く入り込んでも結論はなかなか出づらいが、広く全体の意見も集約できるような検討委員会であってほしいと思う。

**【質疑：安岡委員長】**

前回もらった資料によると、5回目の検討委員会が3月で、答申が5月ということになっており、パブリックコメント等も計画にある。再編計画の策定スケジュールについて教えてほしい。

**[答弁：矢野教育次長兼学校教育課長]**

当初、検討委員会を策定した時の再編計画案までのスケジュールである。このことに関しては、慎重に検討、熟慮し、答申をお願いしたいところで現在も重ねて協議をしてもらっている。慎重な議論が必要であるため、当初の予定より後ろへずれていくこともあると思っており、答申後は、その内容について委員会で内部協議をした後、地域へ入っていくようになる。目安のスケジュールであり、若干ずれる可能性はあるが、予定がずれたとしても29年度中には、一定計画案というものを作れたらと、今の段階では思っている。

**【質疑：安岡委員長】**

20年に再編計画が策定されて、1期、2期とあって3期目には決まるという大きなスケジュールがあったと思うが、計画を見直していく中で、何年くらいにはという大きな目途はどうか。

**[答弁：矢野教育次長兼学校教育課長]**

今回、改めて検討委員会を設置して検討している理由は、平成20年に四万十市の中で再編検討計画が作られ、その中に子ども達の教育環境を考えた時、どのくらいの規模が望ましいのかが記載されており、1次、2次の実施計画的なところの観点が書かれている。西土佐地域での学校再編の色々な経過の後、中村地域の取組に若干の間があり、第1次の計画の中に複式校の解消に取り組んでいこう目標が掲げられていたので、今の教育長、教育委員の下でそれに沿って取り組んでいるところである。具体的には大川筋中学校と大用中学校との再編について、保護者、地域の理解を得ながら進めていこうとしているが、なかなか理解は得られていない状況である。その2校以外にも児童・生徒数がだんだん減少しており、もう1回、中村地域の再編をより具体的に検討するために改めて検討委員会を設置したところである。事務局の想定であるが、29年に地域に入って行って、再編の条件、生徒の交流や学校施設の整備の改修などが必要な場合も想定されるので、少なくとも4年程度はかかるのではないかと思っている。検討委員会の協議の中で、中学校を再編するには事務局はどんな考えを持っているかという話があった。中学校を先行し、ひとつの目標として少なくとも33年の4月という話もしているが、そこについては検討委員会の中で意見を聞きながら決めていきたいと思っている。

**[答弁：藤倉教育長]**

先日の再編検討委員会でも慎重に議論を尽くしてやりたいとお願いしたところである。目途については、この前の検討委員会でもそういう意見が出た。今回の検討委員会は、具体的に目途を示そうと決めてもらおうと、できれば話したいと思っている。次長の話にもあったが、最短で4年はかかるのではないだろうかと思っているところである。

## ●学校給食費の改定について

## 記 録

**[報告：矢野教育次長兼学校教育課長]**

小学校の給食費の月額 4,500 円を月額 5,000 円に、中学校の月額 5,000 円を月額 5,500 円に改定をしたいものである。この 500 円を上げる根拠であるが、学校給食費は平成 21 年に改定しているが、平成 22 年と比較して平成 27 年は 110.5%消費者物価指数がアップしている。近年は食材価格も上昇しており、消費税も 3%増額され、現在 4 名の栄養教諭により献立を作成しているが、献立作成が難しい状況で、食材も代替品を使うなど多種多様な食材を使用した食事の提供ができない状況である。この給食費の改定については、12 月に全児童、生徒の保護者に学校給食の現状について資料を配付し、全学校に保護者の反応の確認を取ったところ賛成意見はあったが、反対意見はひとつもなかった。そういったことから平成 29 年 4 月から 500 円増額し、子ども達により良い給食を提供していきたい。

**【質疑：藤田委員】**

給食費の収納率の状況はどうか。

**[答弁：矢野教育次長兼学校教育課長]**

給食費については、学校を通じて保護者へも納付のお願いをしている。12 月末現在の状況は、収納対策課に確認したところ 1 千万円滞納額があったが、過年度分は収納対策課も努力していて 220 万円くらい収納されたので、800 万円になってきた。中学校が新たに提供されることで、滞納額の増額が危惧されたが、99%くらいの徴収率である。

**【質疑：上岡委員】**

年間の稼働日数はどのくらいか。

**[答弁：藤倉教育長]**

正確な日はわからないが、学校が稼働している日数は 200 日で、そのうち何日かは給食をしていない日があるので 190 日のようである。

**●訴訟事件について****[報告：池田市民病院事務局長]**

訴状が昨年 12 月 19 日に高知地方裁判所から市の総務課に届き、市民病院へ転送された。内容は自動車事故により市民病院に入院し、退院後死亡に至ったのは、市民病院と養護老人ホーム白藤園による医療過誤、ケア過誤によるものとして、その家族が、四万十市、事故の加害者、白藤園に対して損害賠償等を請求しており、第 1 回口頭弁論では、原告の訴状に対する市の認否、反論については留保し、次回までに具体的な認否、反論を行う予定である。

＝小休＝

議会事務局連絡事項

＝正会＝

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。











記 録



